○農林水産省令第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十五条の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十五日

農林水産大臣　金子原二郎

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（交付金の交付決定の基礎となる林業人口等）	（交付金の交付決定の基礎となる林業人口等）
第百五条　法第百九十五条第二項の林業人口は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による次に掲げる数を合計したものによるものとする。	**第百五条**　法第百九十五条第二項の林業人口は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による次に掲げる数を合計したものによるものとする。
一　林業経営体（個人経営）の自営林業従事日数別の林業の従事者数（自営林業に従事した世帯員数）中男女計の計の欄に掲げる数	一　林業経営体（家族経営）の林業従事日数別経営者・役員等数（世帯員を含む。）中男女計の計の欄に掲げる数
二　イに掲げる数からロに掲げる数を控除した数	二　イに掲げる数からロに掲げる数を控除した数
イ　林業経営体の保有山林面積規模別経営体数中計の欄に掲げる数から保有山林なしの欄に掲げる数を控除した数	イ　林業経営体の保有山林面積規模別経営体数中計の欄に掲げる数から保有山林なしの欄に掲げる数を控除した数
ロ　林業経営体（個人経営）の保有山林面積規模別経営体数中計の欄に掲げる数から保有山林なしの欄に掲げる数を控除した数	ロ　林業経営体（家族経営）の保有山林面積規模別経営体数中計の欄に掲げる数から保有山林なしの欄に掲げる数を控除した数
三　林業経営体の林業労働力中常雇い又は臨時雇いのうち、百五十日以上林業に従事した者の欄に掲げる数	三　林業経営体の林業労働力中常雇い又は臨時雇いのうち、百五十日以上林業に従事した者の欄に掲げる数
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。